

菊陽町

大津町

西原村

消費生活相談窓口がさらに広がりました

平成29年4月から、菊陽町と大津町の消費生活相談広域連携に西原村が加わりました。

3町村が日替わりで対応することによって、週5日（月曜日から金曜日まで）の相談体制が整いました。

3町村の住民は、いずれの消費生活相談窓口も利用することができます。

安心した消費生活が送れるように、消費者と事業者の間に生じた商品やサービスに関するトラブルなどについて、専門の相談員が解決のお手伝いをします。

相談は無料です。気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

月・木曜日

菊陽町

☎ 096-232-2112

菊陽町役場
(1階 消費生活相談室)



※月末（最終週）の月曜日は光の森町民センター（キャロップピア）で実施します。詳細はお問い合わせください。

火・金曜日

大津町

☎ 096-293-3111

大津町役場 仮設庁舎
(1階 住民相談室)



水曜日

西原村

☎ 096-279-3112

西原村役場
(2階 企画商工課)



※いずれの相談窓口も相談員への直通の電話ではありません。担当課で電話を受けた後、相談員におつなぎします。

相談時間

午前10時～午後4時
(祝日・年末年始を除く)

相談方法

電話または面談
(どちらでもできます)

面談の際は契約書などの関係書類をお持ちください。
面談は電話で予約することもできます。

悪質
商法

ワンクリック
架空請求
(インターネット)

契約
トラブル

多重
債務

振り込め
詐欺

